

ロードアシスタンスサービスのご案内

24時間365日 現場に駆けつけます！

ご利用は下記専用フリーダイヤルへ

0120 - 222 - 759

事故・故障によりお困りの際は、「専用フリーダイヤル」にご連絡ください
その際、保険証券番号、お車の登録番号（お車のナンバー）または車台番号をお伝えください

ご注意 ロードアシスタンスサービスご利用の際は、専用フリーダイヤルへご連絡いただき、ニューインディア保険会社の委託する提携会社が手配する業者を利用いただくことが条件となります。（お客様による業者のご指定はできません）

通話無料（携帯OK）

※必ず事前にご連絡ください

◆ 次の場合サービスをご利用いただけない場合があります

- ・自然災害等によりロードサービス提供者がサービスの提供が困難と判断した場合
- ・専用ダイヤルへの入電が一時的に集中したことにより、通話ができない場合（再度おかけ直しをお願いします）

● レッカーサービス

① **事故・故障により自力走行不能（※1）になったご契約車両を最大100kmまで無料レッカーけん引サービス**
けん引距離は、事故・故障の現場から最寄りの修理工場までとさせていただきます。

（※1）自力走行不能とは、事故・故障により走行できない状態、または道路交通法上運転してはいけない車両の状態をいいます。
なお、スタッドレスタイヤやチェーン等を装着することにより走行が可能な場合は自力走行不能にあたりません。

② **落輪時の引き上げ・乗り上げ時の引き降しサービス（※2）**

道路上の側溝への落輪や縁石への乗り上げなどが発生した場合、引き上げ、引き降し作業を無料で行います。

（※2）落輪とは、道路から下方向へ車輪を踏み外した状態をいい、乗り上げとは、縁石や中央分離帯など障害物へ乗り上げた状態をいいます。
（全ての車輪が落輪している作業は、サービスの対象外となります。）

③ **道路上でのスタック（※3）からの脱出サービス**

道路上の雪やぬかるみにタイヤがはまり走行不能となった場合の脱出作業
および自力走行可能な場所までのけん引作業を無料で行います。

（※3）スタックとは、雪やぬかるみにタイヤがはまり、前にも後ろにも進むことができない状態をいいます。
降雪が原因の場合は、スタッドレスタイヤやチェーン装着が条件となります。



<無料サービスの対象にならない主な場合>

- お客様ご自身が手配されたレッカー費用
- 修理工場等からの二次搬送
- 発見された盗難車両の搬送
- 当該車両が違法改造されている場合、またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合
- 通常の自動車走行に不適な場所やレース、ラリーを目的とする場所で車を使用した場合
- カギの紛失によるレッカーけん引

● 緊急・応急修理サービス

バッテリー上がり、ガス欠、カギの閉じ込みなど、現場において30分程度で対応可能な緊急処置および応急修理を無料で行います。

① **バッテリー上がり時のジャンピング**：ケーブルをつないでエンジンを再始動させる作業

② **自宅駐車場以外の場所でのガス欠時の給油**：燃料代は保険期間内1回限度、10リットルまで無料

③ **インロック解錠**：キー閉じ込み時のカギ開け作業

④ **パンク時のスペアタイヤ交換**：交換および取替作業は1本までとし、部品が契約車両にスペアとして標準装備されている場合に限り限られます

⑤ **バルブ（電球）、ヒューズの取替作業等**

<無料サービスの対象にならない主な場合>

- 自宅駐車場および同等と判断される保管場所でのガス欠時の燃料代
- オイル等の油脂類・バッテリー・タイヤ等の部品類の代金
- バッテリー充電費用、パンク修理代
- セキュリティ装置付きや特殊な構造のカギ開けおよびスペアキー製作
- スタッドレスタイヤおよびチェーンの脱着
- 30分程度で対応できないケースについては有料になる場合があります



● その他のサービス

宿泊先、帰宅手段等をご案内します。（実費はお客様のご負担となります。）

◆ 対象となる車両

① **ノンフリート契約で対人賠償保険・対物賠償保険・人身傷害保険あるいは搭乗者傷害保険をセットでご契約のお車**

② **フリート契約（10台以上のお車の契約）のお車**

ただし、登録番号・車台番号等保険証券に記載がなく被保険自動車の特定ができないお車、または借りたお車は対象となりません。

ご注意いただきたいこと

- このサービスは、「専用フリーダイヤル」にご連絡をいただくことによりご利用いただけます。
- 「レッカーサービス」における無料けん引距離を超えるけん引費用や「緊急応急修理サービス」における無料ご提供範囲外の費用については、後日お客様から提携会社にお支払いいただきます。
- ご契約車両以外の自動車に発生した故障等はロードサービスの対象外となります。また、ロードサービスのご提供は保険契約の保険期間内に限ります。
- 交通事情などによりサービスカーの現場到着にお時間がかかる場合があります。
- 一部離島ではご提供する内容によりご利用いただけない場合があります。
- サービス内容は予告なく変更となる場合があります。

お問い合わせ先

NIA ニューインディア保険会社
The New India Assurance Co., Ltd.

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1
エステック情報ビル22階

ホームページ: <https://www.newindia.co.jp>
NL22-077 2023年3月

ロードアシスタンスサービス規約（ニューインディア保険会社）

第1条（目的等）

（1）本規約は、ニューインディア保険会社（以下「当会社」といいます。）が当会社の自動車保険（以下「自動車保険」といいます。）の契約者および被保険者（以下「利用対象者」といいます。）に対して、ロードアシスタンスサービス（以下「サービス」といいます。）を提供することに関して定めます。利用対象者は、本規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。

（2）サービスは、当会社が委託する提携会社（以下「甲」といいます。）を通じて提供します。

第2条（対象車両）

サービス対象車両は、自動車保険証券記載の契約自動車（以下「契約自動車」といいます。）で下記①②記載の車両とします。

- ①ノンフリート契約で対人賠償保険・対物賠償保険・人身傷害保険あるいは搭乗者傷害保険をセットでご契約のお車
- ②フリート契約（10台以上のお車の契約）のお車
ただし、登録番号・車台番号等保険証券に記載がなく被保険自動車の特定できないお車、または借用自動車、代車等の契約自動車以外は対象となりません。

第3条（対象期間）

サービス対象期間は自動車保険証券記載の保険期間となります。なお、解約（解除）等によって保険契約が無効となった場合は、解約（解除）日までがサービス対象期間となります。

第4条（サービスの利用条件）

本規約に基づくサービスの利用条件は、次に定める通りとします。

- ① 事故または故障（以下「トラブル」といいます。）により、自力走行不能（※1）となった場合にサービスを利用できます。
- ② サービスご利用の際は、ロードアシスタンス専用フリーダイヤル（以下「専用フリーダイヤル」といいます）へ事前に連絡し、甲が手配する業者を利用することが条件となります。専用フリーダイヤルへの連絡がなく、利用対象者自身がロードアシスタンスサービス以外の業者を手配した場合は、サービス対象となりません。
- ③ サービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部離島等対象外の地域もあります。
- ④ サービスの提供を受けるためには、次の内容を全て満たしていることが条件となります。
ア. 甲または甲と提携するサービス実施業者（以下「乙」といいます。）から、運転免許証、自動車検査証およびその他本人確認資料の提示を求められたときは、これを提示すること。
イ. 警察届出が必要な事故の場合は、警察への届出を済ませており、かつ車両の移動等につき警察の許可を受けていること。
ウ. トラブル現場における乙による現場作業に立会うこと。ただし、負傷等により立会うことができない場合を除きます。
エ. 甲または乙に対してサービスの提供に必要な不可欠な協力を行うこと。
オ. 道路交通法その他の法令、規則を遵守すること。
カ. 自動車保険契約が有効であり、自動車保険契約に基づく保険料の支払を怠っていないことを当会社または甲が確認できること
- ⑤ サービスの内容につき、定めのない事項、理解・解釈に不明または疑義がある場合は、当会社の解釈または定めるところに従うこととします。

第5条（サービスの内容および範囲）

本規約に基づく無料サービスの内容および範囲は、次に定める通りとします。

- （1）レッカーサービス
トラブル（※2）により、自力走行不能となった場合に、トラブル現場から最寄りの修理工場までのレッカー車によるけん引または積載車による運搬（以下「レッカーけん引」といいます。）を100kmまで無料で行います。
以下の費用は、無料サービスの対象となりませんので、利用対象者の負担となります。

【甲より利用対象者あてに請求する費用の代表例】 ア. レッカーけん引における100kmを超過したレッカーけん引料金 イ. 1回のトラブルで2回に分けてレッカーけん引した場合の2回目の全ての料金あるいは入庫済修理工場から他の修理工場までレッカーけん引した場合の全ての料金 ウ. 車両が転落、横転、路外逸脱した場合の車両引上げ・引出し・引降ろしならびに衝突物からの引き剥し等の特殊作業料金 エ. 積み込みが困難な場合に発生する追加作業料 オ. 鍵紛失によりレッカーけん引した場合の全ての料金 カ. 乙が48時間を超えて保管した車両保管料金
--

- （2）落輪時の引き上げ・乗り上げ時の引き降ろし作業サービス
道路上の側溝への落輪や縁石への乗り上げにより走行不能となった場合の引き上げ、引き出し、引き降ろし作業を無料で行います。ただし、全ての車輪の落輪は除きます。
落輪とは、道路から下方向へ車輪を踏み外した状態をいい、乗り上げとは、縁石や中央分離帯など障害物へ乗り上げた状態をいいます。
以下の費用は、無料サービスの対象となりませんので、利用対象者の負担となります。

【甲より利用対象者あてに請求する費用の代表例】 ア. 全ての車輪が落輪している作業を行う場合の作業料金 イ. 車両が転落、路外逸脱した場合の車両引き上げ・引き出し・引き降ろしならびに衝突物からの引き剥がし等の特殊作業料金

- （3）緊急応急修理対応サービス
故障により自力走行不能となった場合に、現場（ガス欠の場合は自宅（※3）を除きます。）において、30分程度で対応可能な緊急応急修理を無料（※4）で行います。30分程度で対応できないケースについては有料になる場合があります。なお、部品代は有料になります。

【無料サービスとなる代表例】 ア. 道路上の雪、ぬかるみ等にタイヤがはまり自力走行不能の場合の救出作業。（※1）（※4） イ. バッテリー上がり時のジャンピング（※5）、バッテリーの点検。 ウ. 自宅（※3）以外の場所でのガス欠時の給油。燃料代は保険期間内で年1回限度、10リットルまで無料とします。 エ. 鍵閉じ込み時の国産・外車一般シリンダーの鍵開け。 オ. パンク時のスペアタイヤ交換。交換または取替作業は1本まで無料とし、部品が契約自動車にスペアとして標準装着されている場合に限られます。 カ. バルブ（電球）、ヒューズの取替。その他30分程度の現場復旧が可能な軽作業。
--

【利用対象者の負担となる有料サービスの代表例】 ア. 自宅（※3）でのガス欠時の給油 イ. オイル等の油脂類・バッテリー・タイヤ等の部品類の代金 ウ. バッテリー充電費用。パンク修理代 エ. セキュリティ装置付きや特殊な構造の鍵開けおよびスペアキー製作 オ. スタッドレスタイヤやチェーンの脱着

【甲より利用対象者あてに請求する費用の代表例】 ア. 現場復旧作業が30分程度を超過した場合の作業延長料金 イ. 各種部品代、燃料代、油脂代、冷却水代、バッテリー液代等

- （4）ガソリン補給サービス
自宅（※3）以外の場所でガス欠で動けなくなった場合、自動車保険証券記載の保険期間内で1回に限り無料でガソリンまたは軽油10リットルまでを提供します。（対象車はガソリン自動車またはディーゼル自動車に限定します。）

- （5）情報提供サービス
契約自動車のトラブルの場合に、以下の情報を電話でご案内します。
ただし、「情報提供サービス」のご案内に伴い発生する費用の実費は利用対象者のご負担となります。
ア. 緊急宿泊先案内
イ. 帰宅手段案内

第6条（サービスの提供を受けられない場合）

（1）自力走行不能となったトラブルの原因が次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を受けることができません。

- ① 利用対象者の故意
- ② 無資格運転、もしくは酒酔い運転・酒気帯び運転、麻薬、覚せい剤、シンナー等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態での運転中
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑥ 国または公共団体の公権力の行使（ただし、消防または避難に必要な処置の場合を除きます。）
- ⑦ 航空機、船舶、鉄道、自動車等による輸送期間中の事故
- ⑧ 車両メーカーが発行するマニュアル等に表示されている仕様・取扱方法などと異なる方法、または限度を超えて使用したことによるトラブル

（2）以下のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を受けることができません。

- ① 第4条に定めるサービスの利用条件と異なる場合
- ② 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レース・ラリーを目的とする場所等での作業
- ③ レース・ラリー等で契約自動車を使用し、発生したと考えられるトラブルの場合
- ④ 自然保護・環境保全等の見地から主務大臣等が通行禁止を指定した地域での作業
- ⑤ 出動車両の通行が極めて困難な地域（凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等）での作業
- ⑥ 気象状況・周辺状況・自然災害等により危険が予知される場合や作業が困難な場合
- ⑦ 改造または後付けパーツを装着している、もしくは車高が低いため、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるか、または作業が不能となる車両
- ⑧ 車検切れの車両
- ⑨ 利用対象者が本規約に違反した場合、その他当会社もしくは甲が利用対象者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

第7条（個人情報の提供および利用への同意）

利用対象者は、当会社がサービスを提供するため、利用対象者に関する情報（住所、氏名、電話番号、生年月日、保険証券番号の情報等）を甲に対して提供することおよびサービスの記録・利用状況等を当会社と甲との間で相互に提供し、利用することに同意するものとします。

第8条（サービスの提供に伴う損害）

サービスの提供に伴い対象物の破損、人身事故その他の損害等が発生した場合、甲および乙に故意または重大な過失がないかぎり、当会社、甲および乙はその損害等の賠償責任を負わないものとします。

第9条（代位）

（1）当会社はサービスの費用を第三者に損害賠償金として請求することができる場合は、提供したサービスに対する費用を上限とし、かつ利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得します。

（2）当会社は契約自動車の故障によりサービスを提供した場合であって、その原因が、自動車メーカー等の無償修理等の対象であったときは、サービス提供にかかった費用を自動車メーカー等に請求する場合があります。

第10条（サービス提供の変更・中止・終了）

（1）サービスの内容については、当会社および甲がその都合により予告なく変更できるものとし、変更後のサービスが提供されることを利用対象者は承諾します。この場合、当会社のWebサイトへの掲載または契約者あての書面の送付をもってその効力が発生するものとします。

（2）当会社は、利用対象者に事前または事後に通知することにより、サービスの提供を中止または終了することができるものとし、利用対象者はこれを承諾します。

第11条（合意管轄）

利用対象者は、本規約について紛争が生じた場合、訴訟額のいかんにかかわらず、当会社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

（※1）「自力走行不能」とは、トラブルにより走行できない状態、または道路交通法上運転してはいけない車両の状態（夜間にヘッドライトがつかない等）をいいます。なお、スタッドレスタイヤやチェーン等を装着することにより走行が可能な場合は自力走行不能にあたりません。

（※2）故障の場合は、現場での復旧が困難なときに限り、このサービスを提供します。

（※3）自動車保険証券記載の記名被保険者の住所、契約自動車を保管するために借用している月極駐車場、その他契約自動車の主たる保管場所をいいます。

（※4）出動基本料金、基本料金加算（高速道路・悪天候での作業等の加算）、現場までの出張料金、30分程度の現場作業料金。現場が有料道路上の場合は業者が現場到着までに要した有料道路料金が無料になります。

（※5）バッテリー上がりの車両にケーブルを接続してエンジンをスタートさせる作業。